

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 4 年 5 月 9 日

新潟市長 中原 八一

- 1 大規模小売店舗の名称，所在地  
名 称 （仮称）山谷北ショッピングセンター  
所在地 新潟市秋葉区新津字山谷北 5184-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者
    - ・氏名又は名称 株式会社北越ケース  
法人代表者役職・氏名 代表取締役 野村 弘  
住所 新潟県新潟市中央区女池八丁目 16 番 17 号
    - ・氏名又は名称 株式会社ニトリ  
法人代表者役職・氏名 代表取締役 似鳥 昭雄  
住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号
    - ・氏名又は名称 株式会社ワークマン  
法人代表者役職・氏名 代表取締役 小濱 英之  
住所 群馬県伊勢崎市柴町 1732 番地
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - ・氏名又は名称 株式会社北越ケース  
法人代表者役職・氏名 代表取締役 野村 弘  
住所 新潟県新潟市中央区女池八丁目 16 番 17 号
    - ・氏名又は名称 株式会社ニトリ  
法人代表者役職・氏名 代表取締役 似鳥 昭雄  
住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号
    - ・氏名又は名称 株式会社ワークマン  
法人代表者役職・氏名 代表取締役 小濱 英之  
住所 東京都台東区東上野四丁目 8 番 1 号
    - ・その他 1 者未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年12月22日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計7,677平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- ・収容台数 計360台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- ・収容台数 計312台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- ・面積 計194.4平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- ・容量 計54.51立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社北越ケーズ	午前9時00分	午後9時00分
株式会社ニトリ	午前9時00分	午後9時00分
株式会社ワークマン	午前7時00分	午後9時00分
未定1者	午前9時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・出入口の数 4箇所
- ・出入口の位置 届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ・荷さばき施設1,2

午前9時00分から午後10時00分

- ・荷さばき施設3

午前6時00分から午後10時00分

- ・荷さばき施設4

24時間

7 届出年月日

令和4年4月21日

8 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び秋葉区産業振興課

9 縦覧期間

令和4年5月9日から令和4年9月9日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先  
商業振興課

電 話 025-226-1629

Eメール [shogyo@city.niigata.lg.jp](mailto:shogyo@city.niigata.lg.jp)